

# ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)の変更について

令和2年12月

香川県土木部都市計画課

## 目次

1

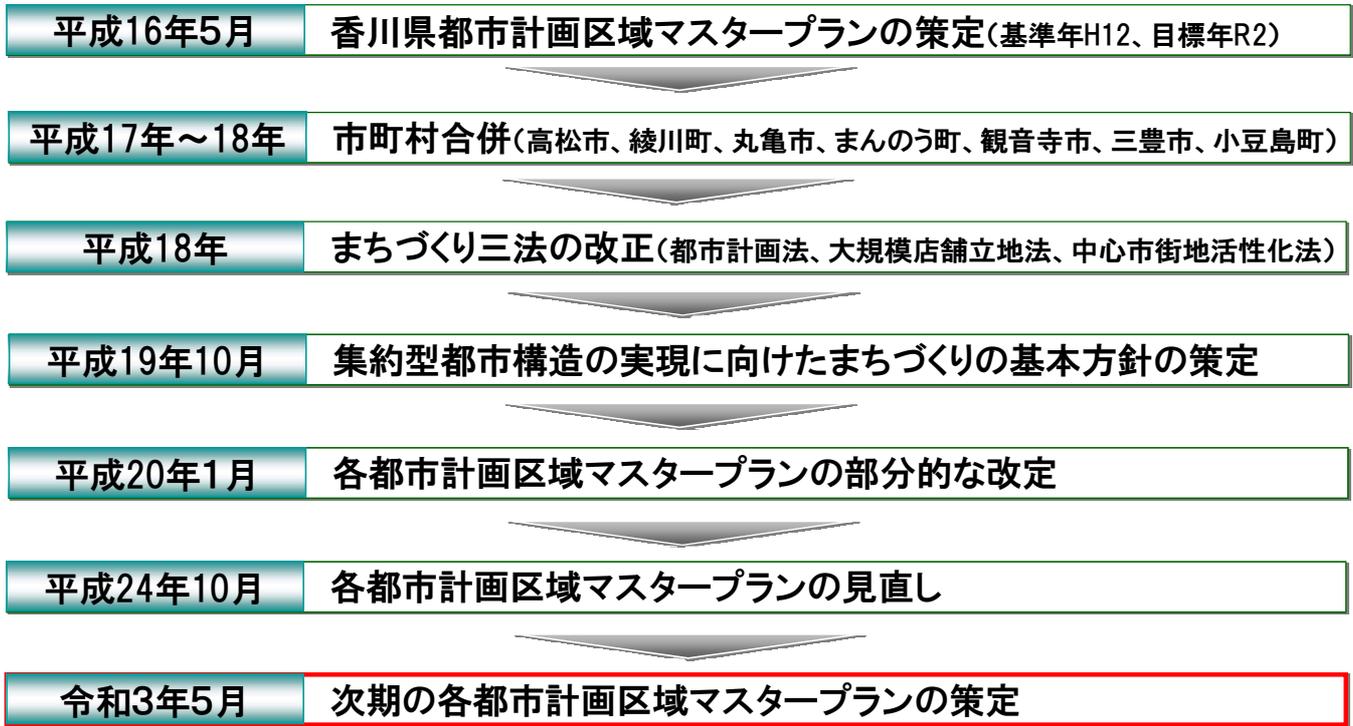
- 1 都市計画区域マスタープランとは
- 2 次期計画の策定について
- 3 見直し概要について
- 4 都市計画区域マスタープランの原案について
- 5 都市計画決定までのスケジュール



# 1 都市計画区域マスタープランとは

## 1-3 都市計画区域マスタープランの策定経緯

- ◆ 平成12年 5月 都市計画法及び建築基準法の改正
- ◆ 平成12年12月～平成15年7月 香川県の新しい都市計画の見直しの検討
- ◆ 平成16年 5月 新都市計画がスタート



# 2 次期計画の策定について

## 2-1 次期計画策定までの流れ

### 都市計画区域マスタープラン検討委員会

第1回検討委員会(令和2年2月6日)

第2回検討委員会(令和2年7月15日)

パブリックコメント

反映

第3回検討委員会(令和2年10月)

説明会・公聴会

案の縦覧・市町意見照会

都市計画審議会

国土交通大臣協議

都市計画区域マスタープラン策定  
(令和3年5月31日)

## 3-1 見直しの概要(ポイント)について

## 1 更なる集約型都市構造を目指した見直し

更なる集約化を図るために拠点内(まちなか)と拠点外(郊外)に着目した見直し  
区域区分廃止以降の新たな土地利用のコントロールで拠点への集約は一定認められたが安価で利便性の高い郊外の需要が多く、十分とは言えない状況であった。

- ◆ まちなかへの誘導について  
(空き家、空き地の有効活用:都市のスポンジ化対策)
- ◆ 集約拠点外の土地利用について

## 2 新たな都市づくりの方針に基づく見直し

第1回検討委員会で示した 香川県都市づくりの方針(1~5)に基づく見直し

- ◆ 災害に強くしなやかな(国土強靱化)まちづくりについて
- ◆ その他、関係する内容及び現況に応じた時点修正

## 3 都市計画運用指針の変更への対応

国の示す『都市計画運用指針』(地方自治法に基づく技術的な助言)を参考とした見直し  
(平成26年8月及び平成30年11月に改定)

- 追加 § 3-1(3)市街地における建物の密度の構成に関する方針
- § 3-1(4)⑦秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
- § 3-2(3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針
- 削除 § 3-1(3)②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

## 3 見直し概要について

## 3-2 まちなかへの誘導について(空き家、空き地の有効活用:都市のスポンジ化対策)

## ■ 都市のスポンジ化とは

- ・ 都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象。
- ・ きわめて個人的な、1つ1つは弱い動機によって、空き家、空き地等の低未利用地が、時間的、空間的にランダムに発生する。
- ・ 都市住民の生活を支える医療・福祉・商業等のサービスの低下、行政サービスやインフラの維持管理の非効率化、環境負荷の増大等の弊害をもたらし、集約型都市構造に重大な支障となることが明らかとなっている。

## H29年度から「都市のスポンジ化」に着目した取組を実施

- ・ H29：丸亀市フィールドワーク
- ・ H30：多度津町フィールドワーク
- ・ R01：多度津町ワーキング



講演会の開催

より地域課題にコミットした議論の場の創出

## ■ 区域マスタープランの位置づけ

都市のスポンジ化対策は多様な主体と連携を図り取り組む必要があるため、追記する。

## 追記内容

## 【§ 3 -(3)土地利用の方針③居住環境の改善または維持に関する方針】

既成市街地や集落地において、狭隘な道路や老朽化の進んだ住宅などが多く見られる木造密集住宅地のほか、「都市のスポンジ化」(空き家、空き地等の低未利用地が時間的、空間的にランダムに発生する現象)も顕在化しており、地区の状況に応じた地区計画の策定、低未利用地の集約や利用に向けた働きかけを行い、都市基盤の整備を推進するほか、古い街並みなど歴史的な要素にも配慮し、安全でゆとりある居住環境の形成に努めます。

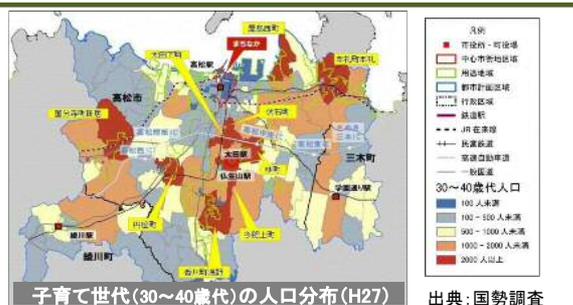
## 【§ 4 -(2)新たな連携による都市づくりに向けた取組】

まちづくりに関わる様々な分野における関係機関等への協力要請や関係施策との適切な連携のもと、総合的かつ計画的な都市整備に向けた施策の推進に努めます。

3-3 集約拠点外の土地利用について

■集約拠点外(郊外)の土地利用の方針記載の背景

- ・ 拠点への集約は一定認められたが、十分とは言えない状況
- ・ 拠点地域外での宅地化が可能であり、集約拠点外の地価が安価かつ一定の利便性が確保できるためである。
- ・ 現在居住している場所から、例えばまちなかへ転居するのは世代が変わるタイミングであることから、中長期的に緩やかに集積性を高めていくこととなる。



■区域マスタープランの位置づけ

従前のおり拠点への集約は必要であり、今後もこの方針は継承するが、集約拠点外の方針について重点的に示し、特定用途制限地域の指定等による土地利用のコントロールについて各市町と連携しながら見直しと導入を推進していく必要があるため、追記する。

追記内容(例: 高松広域)

【§1-(4)地域ごとの市街地像(⑩農地と調和した郊外の田園居住地域)】

農地を中心とした旧来からの集落においては、数多くのため池とともに良好な景観が保たれていることから、これらの良好な田園環境の維持・保全を図り、質の高い秩序とゆとりのある田園居住空間の形成を図ります。

【§3-(4)土地利用の方針④優良な農地との健全な調和に関する方針】

用途白地地域のうち用途地域縁辺部や集約拠点外などで、開発需要がみられるなど必要な地域においては、特定用途制限地域をより適切に定め、幹線道路沿道や田園環境の維持・保全を図るべき区域に対し、一定の集客施設や工業施設等の立地を制限します。また、開発許可制度のより適切な運用や地区計画の活用、建蔽率、容積率の適正化により、良好な田園環境を維持し、都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図ります。

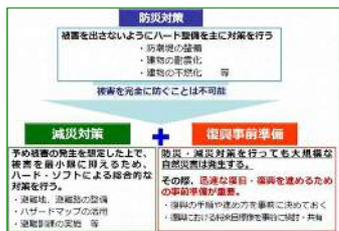
【§3-(4)土地利用の方針⑦秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針】

既存集落の生活環境の整備を行う地区や用途地域などの既成市街地の近接・隣接区域において一定の開発需要がみられる地区については、地区計画や特定用途制限地域などの制度を活用するなど、地域の実情に応じた秩序ある土地利用の誘導を図ります。

3-4 災害に強くしなやかな(国土強靱化)まちづくりについて

■復興事前準備とは

- ・ 平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。



出典: 国土交通省HP

■香川県地域防災計画(令和2年2月)

- ・ 香川県地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、香川県防災会議が作成する計画で、県の地域に係る防災に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱などを制定。

○復興事前準備の明記

各編の『第4章災害復旧計画、第1節復旧復興基本計画の2計画的復旧』に「(4) 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。」と記載。

■区域マスタープランの位置づけ

- ・ 国土強靱化計画に関連した表現を追記するほか、
- ・ 地域防災計画との有機的な整合を図るため、復興事前準備について追記する。

追記内容(例: 高松広域)

【§1-(2)②高松広域都市計画区域における都市づくりの方針】(抜粋)

■安全・安心で快適な都市の形成

近年、豪雨の頻発・激甚化が観測されており、それに伴う洪水や土砂災害への対応や、近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震等への対応は、安全で安心なまちづくりにおける重要な課題となっています。

このため、中心市街地に集積する都市機能や日常生活を支える都市基盤施設、また、経済活動を支える産業・物流基盤などに対して、ハード面及びソフト面での対策を充実させることにより、都市の防災機能を向上させ、災害に強くしなやかなまちづくりを目指します。

【§3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針②都市防災対策の推進】

発災後の都市の迅速な復興のため、事前の取組を行い準備することで、事前に復興の都市像を検討するとともに、都市の復興への対応力の向上を図ります。

4-1 都市計画区域マスタープランの構成について

現行の都市計画区域マスタープラン	改定後の都市計画区域マスタープラン
<p><b>序 はじめに</b></p> <p>(1) 都市計画区域マスタープランとは</p> <p>(2) 見直しにあたっての考え方 ●</p>	<p><b>序 はじめに</b></p> <p>(1) 都市計画区域マスタープランとは</p> <p>(2) <b>見直しの背景</b></p> <p>(3) <b>香川県の都市づくりの方針</b></p>
<p><b>§ 1 都市計画の目標</b></p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念と目標</p> <p>(3) 人口、産業の現況と将来見通し ●</p> <p>(4) 将来の都市構造</p> <p>(5) 地域ごとの市街地像</p>	<p><b>§ 1 都市計画の目標</b></p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) 都市づくりの目標</p> <p>(3) 将来の都市構造</p> <p>(4) 地域ごとの市街地像</p>
<p><b>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</b></p> <p>1. 区域区分の有無</p> <p>2. 区域区分を行わない理由</p>	<p><b>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</b></p> <p>(1) 区域区分の有無</p> <p>(2) 区域区分を行わない理由</p>
<p><b>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p>(1) 都市機能の立地に関する方針</p> <p>(2) 主要な用途の配置の方針 ●</p> <p>(3) 土地利用の方針</p> <p><b>3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p>(1) 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p><b>3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針</b></p>	<p><b>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p>(1) <b>都市の機能と構造の方針</b></p> <p>(2) 主要用途の配置の方針</p> <p>(3) <b>市街地における建築物の密度の構成に関する方針</b></p> <p>(4) <b>土地利用の方針</b> → 「市街地の外側〔用途自地域〕の土地利用について記載」</p> <p><b>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p>(1) 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p><b>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>4. 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>5. 都市防災に関する都市計画の決定の方針</b> → 「復興事前準備について記載」</p>
<p><b>§ 4 新たな連携によるまちづくりに向けて</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(2) 新たな連携による都市づくりに向けた取組</p>	<p><b>§ 4 新たな連携によるまちづくりに向けて</b></p> <p>(1) 基本方針 → 「中心市街地等での都市のスポンジ化への対応について記載」</p> <p>(2) 新たな連携による都市づくりに向けた取組</p>

4 都市計画区域マスタープランの内容

4-2 次期計画の策定方針

○ 都市づくりにおける課題・方針



4-3 次期計画の策定方針

○ 都市づくりにおける課題・方針

都市づくりの方針	
<p><b>方針1 集約型都市構造の実現を目指した持続可能な都市づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえた集約型都市構造を実現</li> <li>● 土地利用規制や誘導により、市街地の拡大・拡散を防止し、コンパクトな都市を形成</li> <li>● 地域の実情に応じた都市基盤施設の集積を誘導</li> <li>● 既存ストックの有効活用による維持更新コストの低減</li> <li>● 公共交通を主とし、集約拠点間や都市圏域内を結ぶ交通ネットワークを形成</li> <li>● 民間活力の活用やストックマネジメントの考え方による効率的な都市経営</li> <li>● SDGsの実現などの持続可能な都市づくり</li> </ul>	<p><b>方針4 環境と共生する都市づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動におけるエネルギー消費の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進</li> <li>● 公共施設の緑化やグリーンインフラの活用など自然と共生する都市づくりを推進</li> </ul>
<p><b>方針2 安全・安心で住み続けられる快適な都市づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティを維持</li> <li>● 誰もが移動しやすい交通環境の整備</li> <li>● ハード・ソフトの両面から防災・減災・国土強靱化の取組を推進</li> </ul>	<p><b>方針5 多様な主体の連携による都市づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民が主体的に都市づくりに参画できる仕組みづくりを推進</li> <li>● 都市を支える企業、団体、NPOなど、多様な組織の連携による都市づくりが、円滑に進む仕組みづくりを推進</li> <li>● 官民が連携し多様な主体の取組の支援を促進し、人材の活躍を推進</li> <li>● 人がつながり関係人口を創出・拡大する地域の実現</li> </ul>
<p><b>方針3 地域の個性を活かした賑わいのある都市づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出</li> <li>● 地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させることにより、地域振興や定住化を促進</li> <li>● 官民が連携し地域の魅力を発信するエリアマネジメントや観光まちづくりの推進</li> </ul>	

4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

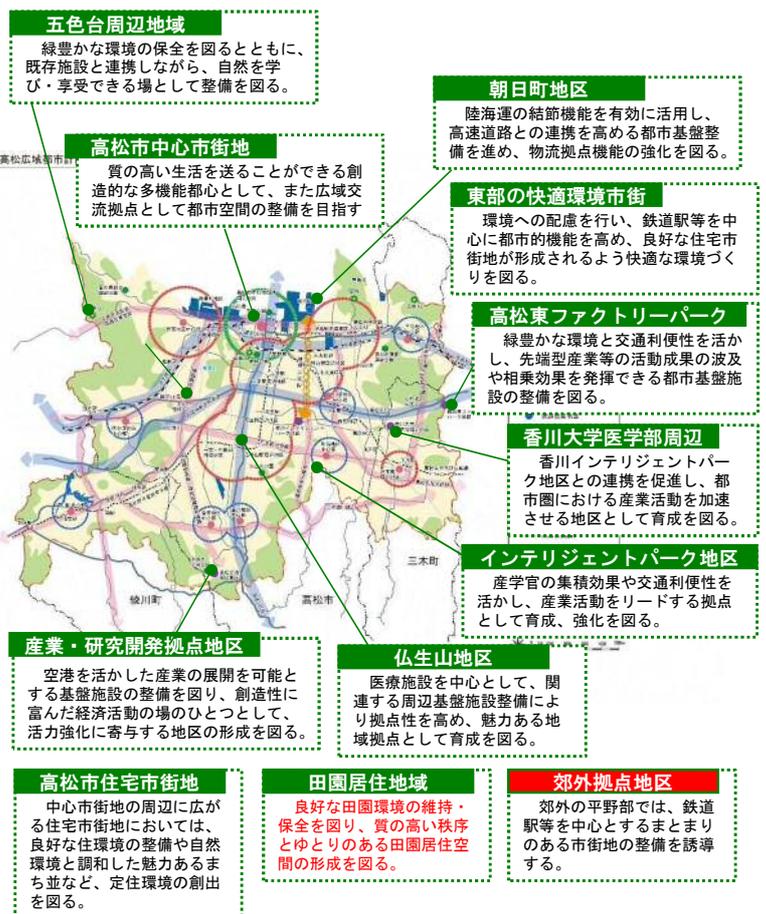
① 高松広域都市計画区域

基本理念

県都・高松を中心とした  
質の高い都市機能を楽しむ  
圏域の形成を目指す

都市づくりの方針

生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。 居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
創造性に富んだ経済活動の場となる都市圏の形成	産業拠点の育成を図るとともに、産業・物流基盤の整備を促進し、各種施策を展開することにより、創造性に富んだ経済活動の場となる都市圏の形成を目指す
歴史・文化など地域の個性を活かした賑わいの創出	区域内に点在する建築物や、地域独自の歴史や文化を保存・継承するとともに、全国に誇れる魅力的な観光資源として活かし、賑わいのある地域づくりを推進します。
環境要素の積極的な保全と田園的な環境の向上	地域の歴史的環境資源のほか、身近な山林やため池、農地などの環境要素の積極的な保全と、郊外においてはそれらと調和した田園的な環境の向上を図る。
安全・安心で住み続けられる快適な都市圏の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、災害に強くしなやかなまちづくりを目指す。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。



4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

2 中讃広域都市計画区域

基本理念	
<p><b>多様な都市機能や歴史を受け継ぐ 貴重な環境資源を活かし、 互いに連携した 香川らしい都市圏の形成を目指す</b></p>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
歴史的資源を活かした都市圏の形成	金刀比羅宮や丸亀城、総本山普通寺など、当区域内に数多く分布する歴史的資源を活かした都市圏の形成を図る。
環境資源等の積極的な保全と田園的な環境の向上	自然環境資源のほか、身近な山林やため池、土器川等の河川や農地などの緑についても積極的に保全や活用を図ることにより、都市環境と自然環境が調和した都市の形成に向けて取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかなまちづくり</b> を目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。

**丸亀市中心市街地**  
既存ストックを有効に活用しつつ、各機能を充実・強化し、都心居住を誘導し、良好な住環境の形成に努めるとともに、土地の高度利用を図り、都市景観の形成を図る。

**臨海部の工業地区**  
立地環境の維持を図るとともに、レクリエーション空間の整備拡充も検討し、活力と魅力を与える地区として整備を図る。

**多度津町中心市街地**  
都市機能の充実や良好な住環境の形成を図ることにより、歩いて暮らしやすい拠点づくりを図る。

**新宇多津都市**  
商業や高次教育施設をはじめとする各機能の集積と高度化により、商業・業務拠点地区として利便性と魅力を兼ね備えた都市空間の形成を図る。

**既成市街地**  
商業・業務の拠点地区や広域交通基盤への近接性が享受でき、一定のゆとりを持った市街地の環境特性を活かした、生活しやすい安心のある住環境の整備を図る。

**琴平町中心市街地**  
観光都市「こんぴらさん」のにぎわいを創出する都市機能の充実を図るとともに、やすらぎと風格のあるまらの活性化を図る。

**普通寺市中心市街地**  
市街地内の再整備を促進し、コンパクトなまちづくりを行う。地域資源を活かした個性的で魅力ある、質の高い居住空間の形成を図る。

**南西部の山地**  
自然環境及び景観の保全を図るとともに、自然と親しむ場としても活用できるよう充実を図る。

**郊外拠点地区**  
拠点地区を中心とした都市基盤の整備を進め、市街地の整備を誘導する。居住環境の改善やオープンスペースの確保を図るなど、拠点地域への集住を促進する。

**田園居住地域**  
良好な田園環境の維持・保全を図り、質の高い秩序とゆとりのある田園居住空間の形成を図る。

4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

3 坂出都市計画区域

基本理念	
<p><b>四国の玄関口にふさわしい 都市機能と環境資源を備えた 交流拠点都市の形成を目指す</b></p>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
瀬戸内の交流拠点都市の形成	自然環境資源を活用し、四国の玄関口として、広域交通の結節点としての機能を活かしながら、瀬戸内の交流拠点都市の形成を目指す。
地域の特性を活かした、環境共生都市の形成	田園環境の維持、保全を図るとともに、都市環境と調和した都市の形成を目指す。また、豊かな自然資源をレクリエーション空間として活用し、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかなまちづくり</b> を目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。

**臨海部の工業地区**  
県内随一の工業機能が集積しており、県における経済、産業活動の源となっていることから、今後も、工業機能等の立地環境の維持・拡充を図る。

**坂出市中心市街地**  
四国の玄関口にふさわしい、多彩な都市機能が集積されており、高い拠点性を活かし、更なる都市機能の充実強化とまちなか居住を促進し、住みやすい魅力ある市街地の形成を図る。

**五色台周辺地域**  
緑豊かな環境の保全を図るとともに、既設施設と連携し、自然を学び、享受できる場として活用できる地域の整備を図る。

**林田地区**  
小規模な商業施設など周辺住民の日常生活を支える市街地の維持を図る。

**坂出インターチェンジ周辺**  
広域交通基盤を骨格とした流通拠点として、施設の立地などを適切に誘導しながら、市街地形成を図る。

**既成市街地**  
既存住宅等の計画的な更新を誘導し、質の高い生活を送ることができる市街地の形成を図る。

**南東部の府中地区**  
レクリエーション利用もできる景勝地として整備を図るとともに、やすらぎの場としての整備を図る。

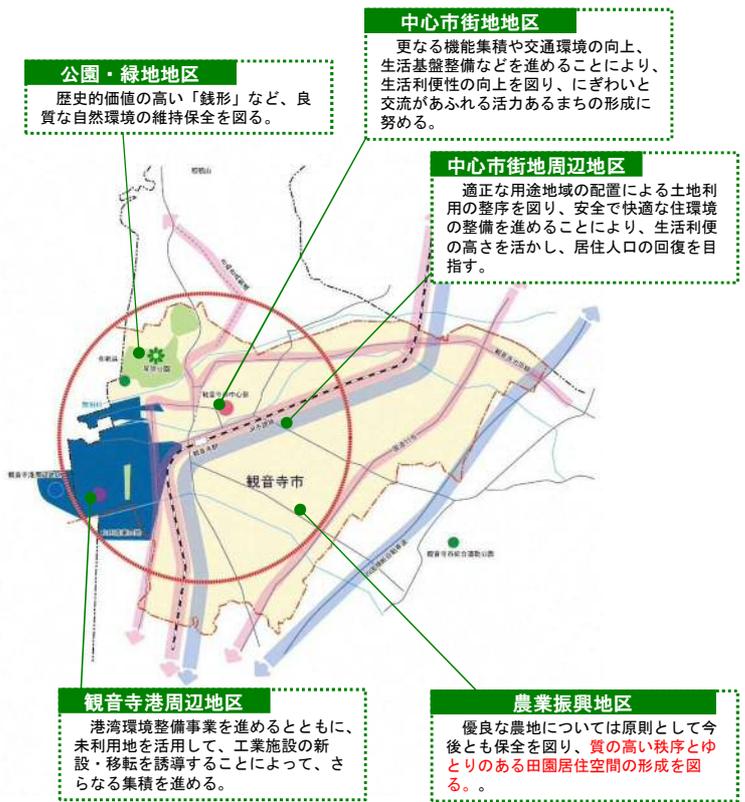
**郊外地区**  
地区環境の整備を進め、ゆとりのある住宅地として維持を図る。

**田園居住地域**  
良好な田園環境の維持・保全を図り、質の高い秩序とゆとりのある田園居住空間の形成を図る。

4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

4 観音寺都市計画区域

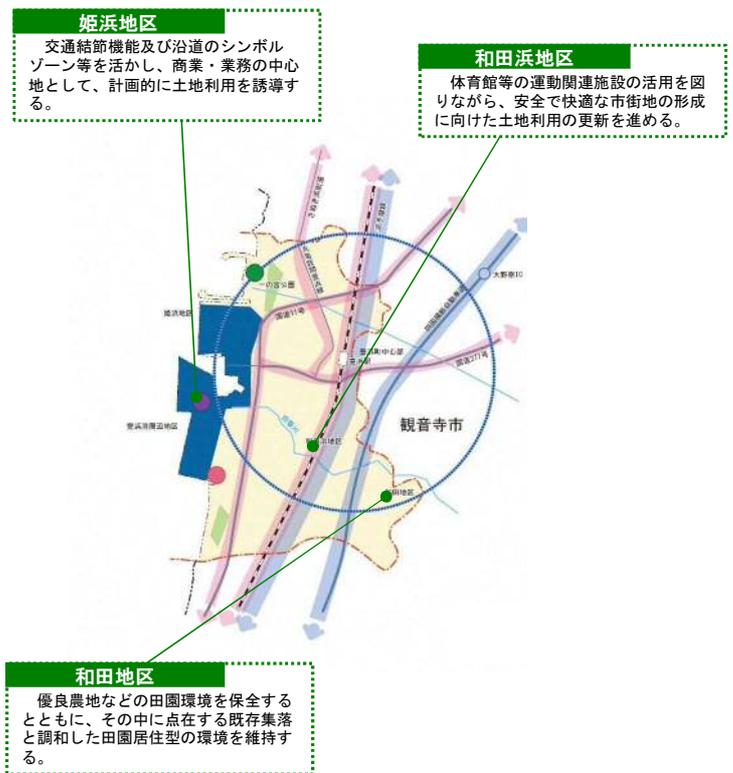
基本理念	
<p>豊かな自然と人との繋がりを大切にする 交流のまちづくり</p>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
ふれあいと交流あふれる都市の形成	交流の場となる環境の整備に取り組むとともに、地域の歴史資産や文化などを有効活用しながら、独自の個性とふれあいを創出できる都市空間を形成する。
地域の特性を活かした、環境共生都市の形成	海・山・川の豊かな自然環境や、田園環境の維持、保全を図ることにより、自然環境と都市環境が調和した都市の形成を目指す。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くてしなやかな</b> まちづくりを目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。



4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

5 豊浜都市計画区域

基本理念	
<p>伝統文化を支える活力にあふれた 田園交流都市の形成</p>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域コミュニティによる良好な住環境整備	地域コミュニティ活動を活かし、地域住民が主体となり、快適で、暮らしやすい生活環境の構築に取り組むとともに、他地域からの来訪者が溶け込みやすい、開放的な地域コミュニティ空間の形成を目指す。
地域の特性を活かした、環境共生都市の形成	海・山の豊かな自然資源を有効活用し、自然とのふれあい空間の形成に取り組むとともに、様々な歴史・文化資源の保全と活用により、地域独自の交流空間の創出に取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くてしなやかな</b> まちづくりを目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。



4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

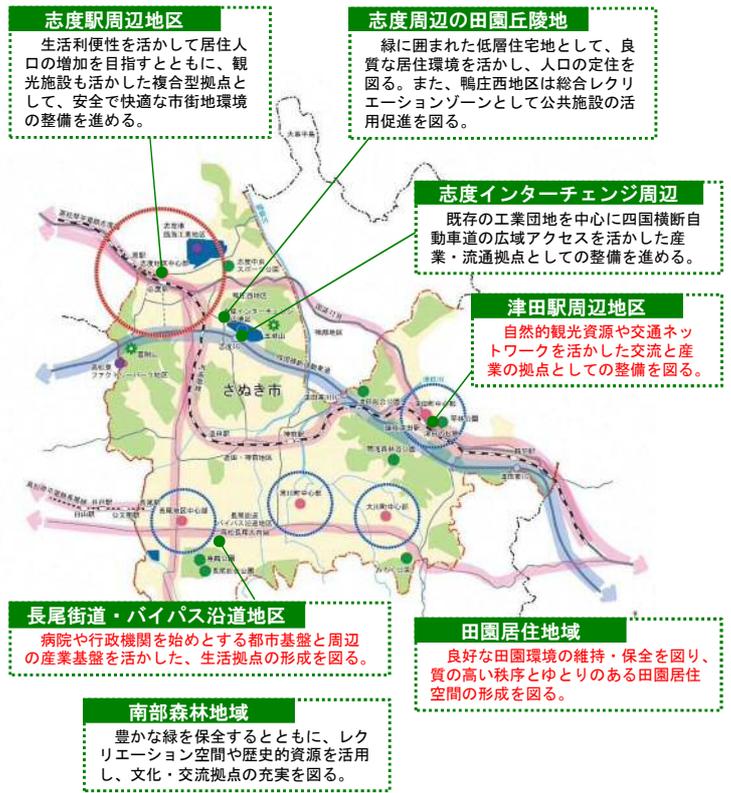
6 さぬき都市計画区域

基本理念

ネットワーク型の都市構造による、  
職住が近接した緑住タウンの形成を目指す

都市づくりの方針

生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。 居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域の特性を活かした、環境共生都市の形成	誰もが安心して住み続けられる良好な住環境を形成することにより、都市的環境と自然的環境が調和した快適な環境が創出される良質な都市の形成を目指す。
美しくうるおいのある、豊かな自然環境の保全と活用	豊かな自然環境や景観の保全を図るとともに、自然とのふれあいや憩いなど、住民が自然を身近に感じ、親しむことのできる環境づくりに取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかなまちづくり</b> を目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。



4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

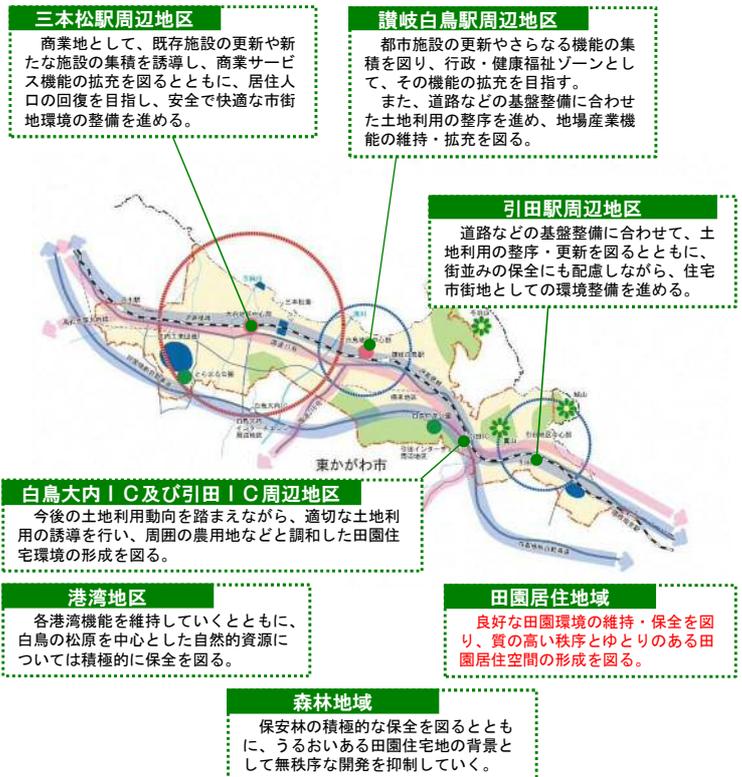
7 東かがわ都市計画区域

基本理念

徳島・関西からの玄関口として、  
まちの個性と  
物産・交流機能の再生を目指す

都市づくりの方針

生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。 居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域の素材を活かした、にぎわいの創出	地域の特色である素材を活かしながら、広域的な交流を活性化させることにより、地域住民や来訪者が集う、にぎわいあるまちなみの形成を目指す。
地域に育まれた資源の次世代への継承	自然環境や景観、歴史や伝統・文化などの保全を積極的に図るとともに、自然や文化とふれあい、身近に感じ、親しむことのできる環境づくりに取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかなまちづくり</b> を目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。



4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

8 三豊都市計画区域

基本理念	
<b>田園環境と都市機能が調和した豊かさを実感できる都市の形成を目指す</b>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域の素材を活かした、にぎわいの創出	都市機能の充実を図るとともに、地域が有する多様な特性・資源を活かし、地域産業との連携による振興、観光素材の創出など、まちの魅力を高めることにより、にぎわいある空間の創出を目指す。
地域に育まれた資源の次世代への継承	豊かな自然環境や景観、歴史や伝統文化等の積極的な保全を図るとともに、自然環境との共生をすすめ、循環型社会の構築に向けたまちづくりに取り組む。
安全・安心で快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかな</b> まちづくりを目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。

**詫間支所周辺地区**  
観光サービス施設や商業施設の立地を誘導するとともに、詫間駅周辺を交流拠点、詫間港宮ノ下地区周辺を工業及び文化交流の拠点として機能充実を図る。

**島嶼部**  
風致地区として保全を図りながら、レクリエーション空間としての活用を検討する。

**国道11号沿道地区**  
既存の商業機能を活かし維持・集積を図りながら、周辺生活環境への影響に配慮し、メリハリのある土地利用を誘導する。

**市役所(高瀬)周辺地区**  
三豊の中心として必要な商業業務機能や生活関連サービス機能を集積し、生活利便性の向上や、全ての世代が暮らしやすいまちなかの形成を図る。交通結節点としてのアクセシビリティや交流機能の充実、良好な都市景観の形成により、都市活力や魅力を高め、高次の都市機能を集積する。中心部に隣接する区域は、居住環境の改善やオープンスペースの確保を図るなど、拠点地域への集住を促進する。

**各支所周辺地区**  
高瀬・詫間の拠点と役割分担しながら、日常的な商業業務機能や生活関連サービス機能の充実、良好な居住環境の形成を図る。観光・交流のための機能充実を図り、関係・交流人口拡大の拠点づくりを推進する。

**田園集落地区**  
良好な田園環境の保全を図るとともに、質の高い秩序とゆとりのある田園居住空間の形成を図る。

**山林地区**  
良好な緑地環境が維持されていることから、これらの環境の保全に努める。

**インターチェンジ周辺地区**  
広域交通ネットワークへのアクセシビリティを活かした流通拠点として、周辺の農業的土地利用との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を誘導する。

4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

9 土庄都市計画区域

基本理念	
<b>豊かな自然に包まれ、ゆとりと活力にあふれた成熟都市</b>	
都市づくりの方針	
生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域の素材を活かした、にぎわいの創出	地域の特色である素材を活かしながら、広域的な交流を活性化させることにより、地域住民や来訪者が集う、にぎわいあるまちなみの形成を目指す。
地域に育まれた資源の次世代への継承	自然環境や景観、歴史や伝統・文化などの保全を積極的に図るとともに、自然や文化とふれあい、身近に感じ、親しむことのできる環境づくりに取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くしなやかな</b> まちづくりを目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。

**土庄港周辺地区**  
交通拠点として旅客ターミナル機能の強化を図るとともに、利便性の高い商業・業務拠点としての土地利用を進める。

**土庄町中心市街地**  
都市機能の集積・機能強化を図るとともに、防災面に配慮しながら、地域資源を活かした交流空間の形成を目指す。

**高見山周辺地区**  
観光・交流施設、宿泊施設などが立地するほか、鹿島海水浴場なども隣接していることから、レクリエーション拠点としての機能の集積・向上を図る。

**住宅地**  
土地の有効活用を図るとともに、周囲の自然環境や田園環境との調和を図りながら、拠点地区を中心にコンパクトにまとまった利便性の高い生活圏の形成を目指す。

4-4 各都市計画区域の都市計画の目標

10 内海都市計画区域

**基本理念**

自然環境と地域文化を活かした  
個性的な広域交流拠点を目指す

**都市づくりの方針**

生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成	集約拠点の役割に応じた機能の充実や、連携を強化し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を図る。 居住と医療や福祉など様々な機能の融合と、関連する機能の充実、また、暮らしやすさに配慮した環境の整備などを進める。
地域の素材を活かした、魅力的なまちの形成	地域の特色である素材を活かしながら、広域的な交流を活性化させることにより、地域住民や来訪者が集う、にぎわいあるまちなみの形成を目指す。
地域に育まれた資源の次世代への継承	自然環境や景観、歴史や伝統・文化などの保全を積極的に図るとともに、自然や文化とふれあい、身近に感じ、親しむことのできる環境づくりに取り組む。
安全・安心で住み続けられる快適な都市の形成	ハード面及びソフト面での対策の充実により、都市の防災機能を向上させ、 <b>災害に強くてしなやかなまちづくり</b> を目指す。高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組を進める。
多様な主体の連携によるまちづくり	まちづくりの情報提供などを積極的に行うとともに、 <b>官民が連携して多様な主体の取組の支援を促進</b> するなど、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取り組む。

**草壁港湾地区**  
港湾機能の強化を活かし、交通拠点機能と周辺の業務施設や住宅等と一体となった利便性の高い地区として整備に努める。

**工業地区**  
敷地周辺や内部の緑化に努めるとともに、適切な土地利用の誘導を行い、地場産業振興の拠点として整備を進める。

**オリーブ公園周辺地区**  
オリーブを内外にアピールする情報発信拠点として、関連機能の集積を図るとともに、周辺の自然環境を活用した公園施設としての利用を進める。

**「醬(ひしお)の郷」地区**  
地場産業振興の拠点機能の強化を図るとともに、地域文化の発信、広域的な観光スポットという多面的な機能を有する地区として整備を進める。

**住宅地**  
土地の有効活用を図るとともに、周囲の自然環境や田園環境との調和を図りながら、拠点地区を中心にコンパクトにまとめた利便性の高い生活圏の形成を目指す。

**内海庁舎周辺地区**  
業務・商業施設等が集積する、地域の中核をなす拠点地区として、都市機能の集積・機能強化を図る。

**坂手港湾地区**  
京阪神からの玄関口として機能強化を図るために、港湾施設や周辺環境の整備を進める。

4-4 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

● 区域区分についてのまとめ

■ 区域区分廃止後の動向を踏まえた視点

- 区域区分の廃止により、一時的に旧市街化区域縁辺部での開発が見られたが、旧用途白地の地域には特定用途制限地域が指定され、都市計画区域外や周辺市町への人口流出、無秩序なスプロールは抑制されている。
- 香川県全体では人口減少傾向にあり、今後急激な宅地開発等による市街地の拡大が進行する可能性は低い。
- 工場立地や工業団地分譲の状況、工業出荷額の推移など産業面からの土地需要も大きく拡大しないと予想されるほか、土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクトも予定されていない。

以上より、今回の改定において区域区分は実施しない

ただし、

- 今後も土地利用動向等のモニタリングを継続し、**随時、きめ細やかな土地利用コントロール施策(用途地域、特定用途制限地域など)の実施を検討する。**

## 4-5 主要な都市計画の決定の方針

## (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

## 1 都市の機能と構造の方針

集約拠点においては、既存の都市機能の更新や、多様な機能の集積・誘導を促進することにより、拠点の魅力を高めるとともに、その機能強化を図る。

このため、集約拠点以外の地域における、広域的な都市機能を有する施設の立地を抑制する。

また、都市機能を適切に配置するために、用途地域が未指定の拠点においては、その指定に努める。

## 集約拠点に関する土地利用の方針

## ● 広域拠点

- 四国、瀬戸内海沿岸の各都市を含む広域都市圏における中枢拠点として、また香川県を代表する多元的な戦略拠点として、高次の都市機能の集約や、多様で高規格な都市基盤の強化を図る。
- また、公共交通をはじめ、広域的な交通機能を活かし、広域的な商業・業務・文化などの機能向上を図るとともに、にぎわいと魅力ある都市環境を備えた市街地整備を進め、商業機能などの高度な集積を図る。

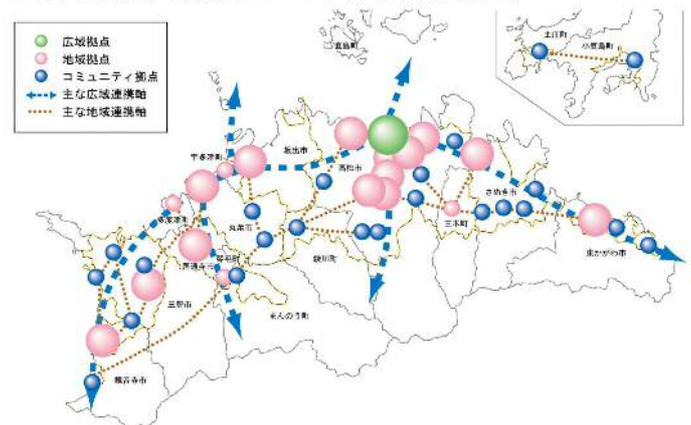
## ● 地域拠点

- 交通結節点である利便性を活かし、商業・業務、公共公益、居住などの都市機能について、既存機能の更新や新たな集積・誘導を図る。
- 合わせて、都市機能の受け皿となる都市基盤整備を推進する。

## ● コミュニティ拠点

- 地域コミュニティの拠点として地域に根ざした近隣型商業の集積を図る。
- また、居住機能と生活関連サービス機能の向上を図り、生活利便性を確保して、暮らしやすい市街地を形成する。さらに、都市機能を適切に配置するために、用途地域が未指定の拠点においては、その指定に努める。

■本県における集約型都市構造のイメージ（三層の集約拠点と都市軸）



## 4 都市計画区域マスタープランの原案について

## 4-5 主要な都市計画の決定の方針

## (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

## 集約拠点内への都市機能の誘導

## ● 商業・業務機能

- 市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は、集約拠点内に誘導・集積し、中心市街地の活性化を図る。

## ● 公共公益機能

- 県、市町が自ら整備できる各種公共公益施設については、施設の更新に合わせて、集約拠点内への立地に努める。

## ● 居住機能

- 土地区画整理事業や地区計画の導入による居住環境の改善や、他の都市機能と一体となった中高層住居施設の誘導、優良な賃貸住宅の供給の促進などにより、まちなか居住を推進する。

## 大規模集客施設の立地に関する方針

- 広域的な都市機能であり、都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業施設については、「大規模集客施設の適正立地の判断基準」に即し、広域拠点、地域拠点内への立地を誘導する。
- また、地域拠点外においては、商業地域、近隣商業地域に立地を誘導することとし、準工業地域においては特別用途地区を活用し、立地を抑制する。

## ■大規模集客施設の適正立地に向けて

集約拠点内における大規模集客施設の立地については、健全な土地利用計画との調整を行うとともに、周辺環境との調和を図る必要があることから、県や市町の上位計画における土地利用の位置づけ、道路、公共下水道など既存ストックの整備状況やその見通し、土地利用の動向等を見極めて適切に判断します。

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

2 主要用途の配置の方針

- **商業・業務地**
  - 広域拠点（高松市中心市街地周辺地区）は、国の機関や県庁、市役所等の行政関連施設や、民間の業務施設、また県における中心的な商業施設が集積し、四国の政治、経済、文化の中核管理機能を有しており、これらの高次複合型都市機能の強化を図る。
  - 地域拠点は、地域の中心拠点、また広域拠点を補完する拠点として、その担うべき役割に応じた利便性の高い、既存施設の更新や新たな機能集積・誘導を促進し、利便性が高く、個性と魅力ある拠点の形成を図る。
  - コミュニティ拠点は、小規模な商業サービスや地域住民のふれあい・交流機能を担う拠点として、地域に関連する業務施設や近隣型商業施設の集積を図る。
- **工業地**
  - 高速道路IC周辺や港湾・空港周辺など、広域的な交通機能の利便性を享受できる場所に配置し、産業・研究開発機能を誘導する地区として都市基盤整備を促進。
- **住宅地**
  - 集約拠点においては、既存の住宅機能の更新や空き家など既存ストックの有効活用を図り、住宅機能や商業機能など、他の機能と複合化された施設の立地を誘導し、生活利便性の高い、良好な居住環境の形成を図り、まちなか居住を推進する。
  - 拠点地区や鉄道駅の周辺を中心に、地区計画等を活用することにより、良好な住環境の形成を図る。
  - これら以外の地区は、より質の高い良好な宅地開発を誘導し、農地や山林などの自然環境や、ため池などが点在する景観に配慮した、ゆとりある環境を有する田園的な住宅地の維持・保全を図る。

3 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- 市街地における主要な用途ごとの建築物の密度の構成に関する方針については、下表のとおりとする。
- なお、容積率・建蔽率等の形態制限については、土地利用や都市基盤の現状及び将来の見通しなどを考慮し、適切な値を選択するものとする。

主要用途	地区名等	密度の構成等
商業・業務地	中心商業・業務地	拠点の中核として、都市基盤の整備を促進し、高密度な商業・業務地の形成を図る。
	一般商業・業務地	それぞれの地区の中心として、都市基盤の整備を促進し、中密度又は比較的低密度な商業・業務地の形成を図る。
工業地	工業地 流通業務地	一定の空地や緑地を確保した比較的低密度な工業地の形成を図る。
住宅地	商業・業務地周辺	地域の実情に応じて、比較的低密度な住宅地の形成を図る。
	その他の住宅地	良好な居住環境を有する住宅地として、低密度な住宅地の形成を図る。

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

4 土地利用の方針

1.土地の高度利用に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の高度利用や有効活用を促進し、地区計画制度等を活用し、居住機能をはじめとして、都市機能の更なる集積を進めることにより、市街地の活性化を図る。</li> </ul>
2.居住環境の改善または維持に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>既成市街地や集落地では、木造密集住宅地のほか、「都市のスポンジ化」（空き家、空き地等の低未利用地が時間的、空間的にランダムに発生する現象）も顕在化しており、地区の状況に応じた地区計画の策定、低未利用地の集約や利用に向けた働きかけを行い、都市基盤の整備を推進するほか、古い街並みなど歴史的な要素にも配慮し、安全でゆとりある居住環境の形成に努める。</li> <li>市街地周辺の住宅地は地区計画等を活用による居住環境の向上を図り、地域活力やコミュニティの維持、防災機能や防犯性に配慮した道路空間の拡充、公園などオープンスペースの確保に努め、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに努める。</li> </ul>
3.都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地内の緑地等、住民の憩いやコミュニティ形成の場、災害時における避難地として、確保、整備に努める。</li> </ul>
4.優良な農地との健全な調和に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備計画等との整合を図り、農業的な投資が行われた地区や、農用地区域に指定されている農地などの保全を図る。</li> <li>用途白地地域のうち用途地域縁部や集約拠点外などで、開発需要がみられるなど必要な地域は、特定用途制限地域をより適切に定め、幹線道路沿道や田園環境の維持・保全を図るべき区域に対し、一定の集客施設や工業施設等の立地を制限する。</li> </ul>
5.災害防止上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の恐れのある地域や、河川の浸水想定区域などでは、市街化の抑制を図る。</li> <li>既成市街地は、ハード及びソフト対策と連携し、災害リスクの軽減を図る。</li> <li>ため池は、県の「ため池の保全に関する条例」に基づき、積極的に保全を図る。</li> </ul>
6.自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピュート状地形による急峻な山地景観が見られ、自然環境や景観に優れている周辺の山地丘陵部の保全を図る。</li> </ul>
7.秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画や特定用途制限地域などの制度を活用するなど、地域の実情に応じた秩序ある土地利用の誘導を図る。</li> </ul>
8.都市景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観基本計画の策定など、良好な都市計画の形成に向けた取組みを推進する。</li> <li>地域の景観に対する意識の啓発に努めるとともに、景観づくりを牽引する人材の育成に取り組む。</li> </ul>

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針



都成合六条線▶

1 交通施設の都市計画の決定の方針

基本方針

▶ 産業や観光振興に資する広域交通や、集約拠点の形成を支援する交通ネットワークの形成の促進、また、超高齢社会に対応するとともに、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現に向けて、環境負荷が小さく、人や環境にやさしい交通体系の構築を目指す。

● 広域交通体系の拡充

- ・ 瀬戸大橋や四国横断自動車道、高松空港などの高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化など幹線道路網の整備・拡充
- ・ 災害時などの、救援や復旧・復興活動を支援するための、道路の防災対策の強化と、安全で確実な道路ネットワークの形成

● 集約型都市構造の形成を支援する交通体系の整備

- ・ 集約型都市構造の実現に向け、集約拠点を形成し、維持するための拠点間や拠点へのアクセス強化
- ・ 道路ネットワークの整備・拠点内において、日常生活を支える自転車歩行者道、公共空間の拡充やバリアフリー化による、安全性・利便性・快適性の高い交通空間の形成

● 持続可能な公共交通体系の形成

- ・ 道路、鉄道などの核施設の整備・拡充とともに、多様な交通手段の有機的な組み合わせによる持続可能な交通体系の形成
- ・ 低炭素社会を実現していくために、緑豊かで快適な歩行者空間や、環境負荷の低い自転車を利用しやすい交通環境の整備により、交通行動の転換を促進

①道路	道路が担うべき機能を踏まえ、安全・安心で、環境にやさしい道路整備を促進。
②公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実を図るとともに、交通結節点へのアクセスを改善。</li> <li>・ 地域の生活利便施設などを結ぶ、循環バス路線の整備や、交通弱者に配慮した低床車両の導入など、利便性・快適性の高い公共交通体系の実現。</li> </ul>
③駐車場及び駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な駅やバス停で駐車場や駐輪場の環境整備による、パークアンドライドの促進。</li> <li>・ 自動車利用者の公共交通利用への交通行動の転換による、公共交通の利用を促進。</li> </ul>
④空港及び港湾	<p><b>高松空港</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就航時の安全性や定時性向上に資する整備促進</li> <li>・ 災害時における輸送拠点としての機能強化。</li> <li>・ 地域振興や観光振興に資する広域的な移動手段として利用拡大に向けた、既存路線の維持や拡充、国内外からのチャーター便の乗り入れ等の推進。</li> </ul> <p><b>高松港</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県における海上交通・港湾物流の拠点として、また災害時における輸送・物流拠点としての機能維持に向けた、周辺地域を含めた整備を推進。</li> <li>・ 既存航路の維持や新たな航路誘致、国内外からのクルーズ客船の誘致に取り組み、利用促進。</li> <li>・ また、臨海部における工業用地等の造成を行い、企業の進出を推進。</li> </ul>

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

基本方針

▶ 下水道は、公共下水道や集落排水事業など、地域の実情に応じた整備を進め、生活環境の改善や、市街地における浸水被害の防除及び公共用水域の水質保全に努める。

▶ 河川については、台風等による水害のほか、近年、局地的な集中豪雨が頻発していることから、河川改修による対策を進めるとともに、親水性や自然環境に配慮し、良好な河川環境の創出に努める。

● 下水道

- ・ 下水道については、上位計画である「流域別下水道整備総合計画」及び「香川県全域生活排水処理構想」等に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図り、整備を推進する。
- ・ 今後は、設備の改築更新や維持管理に要する費用の増大も見込まれることから、設備の長寿命化や維持管理の効率化を進めるなど、コスト削減を図る。

● 河川

- ・ 流路延長が短く急勾配な河川が多いことから、台風や集中豪雨による洪水などの災害が多発。一方、近年の宅地開発により流域の状況が変化し、水害発生の危険度も増大していることから、計画的に河川改修を推進し、流下能力の向上や護岸の強化を図る。
- ・ 河川改修においては、治水対策とあわせ、親水性や自然環境に配慮した多自然川づくりを推進し、良好な河川環境の創出に努める。

金倉川浄化センター

高松西部バイパス幹線(雨水)



河川改修事業(本津川)

河川改修事業(大東川)

3 その他の都市施設の都市計画の決定の方針

基本方針

▶ ごみ焼却場をはじめとする廃棄物処理施設、市場や火葬場、その他供給施設等の都市施設については、地域住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保及び向上を図るものであることから、長期的な展望に立ち、関係住民や周辺土地利用にも配慮した施設整備を進めるとともに、効率的かつ合理的な維持運営に努めます。

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・高松市等の既成市街地においては、四国の中枢拠点にふさわしい都市機能やにぎわいを有したまちづくりの実現を図るために、都市基盤施設の再整備や、土地の高度利用が必要となる地区における土地区画整理事業、市街地再開発事業など、適切な取組を進める。
- ・木造密集住宅地など都市基盤整備が弱い地区においては、市街地開発事業の実施や地区計画等の活用、区画道路の整備、公園・緑地の確保などにより、居住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努める。
- ・都市基盤施設が未整備となっている地区において、一団の規模の開発が行われる際には、都市基盤整備の充実を図り、良好な水準の宅地開発が実施されるよう、土地区画整理事業等の実施や地区計画の活用により、地区内の農地やため池などの自然環境と住環境との調和を図る。



高松市大工町磨屋町地区 整備イメージ

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針

1 自然的環境の整備または保全に関する基本方針

基本方針

- 区域内の豊かな自然や優れた自然環境・景観を活かし、下記に示す緑地の持つ多様な機能を発揮させながら、うるおいとやすらぎを感じられる都市空間の形成を目指す。
  - ①環境の保全（ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全）、②レクリエーション（環境教育や自然学習の場）
  - ③防災（災害時の避難地や活動拠点）、④景観形成（郷土景観や文化的環境の形成）など
- 市街地においては、都市公園や緑地の整備を進め、ため池や河川などの水辺について、防災上支障のない限り緑化を推進するほか、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」等との整合を図り、多様な緑地や山林等の整備、保全を図る。
- 水や土、緑とふれあえ、身近で利用しやすい空間として、住民と一体となった公園・緑地づくりや、行政と住民の協働による自然と共生するまちづくりの管理・運営に取り組む。

2 主要緑地の配置の方針

● 環境保全系統

- ・市街地を貫流する河川や河川沿いに分布する樹林地は、都市の骨格を形成する緑地として、保全を図る。
- ・郊外部の樹林地等は都市に潤いを与える緑地として、無秩序な開発の防止に努める。
- ・自然公園地域に指定されている屋島、五色台、五剣山等については、特に保全に努める。

● レクリエーション系統

- ・日常的なレクリエーション活動の場となる住区基幹公園は、住民ニーズや防犯にも配慮した整備と適切な維持管理に努める。
- ・都市基幹公園は、多様化するレクリエーション需要への対応に向けて指定管理者制度や住民との協働等、柔軟な管理運営の実施。
- ・地域の自然や歴史、文化に親しむ場、学習の場としての機能を発揮できる空間として、既存施設の整備、拡充や適切な維持管理を行う。

● 防災系統

- ・都市公園については、災害時における安全性を確保するために、地域防災計画と整合を図りながら、避難場所や応急活動拠点として、その機能強化を図る。
- ・山地の樹林地を積極的に保全することにより、急傾斜地を保護し、自然災害の防止を図る。



防災拠点(房前公園:高松市)

● 景観構成系統

- ・区域内の山地は、市街地からの景観シンボルとして、積極的に保全を図る。
- ・市街地内の緑地や斜面緑地の保全に努めるとともに、公共施設の緑化や屋上・壁面緑化を促進し、緑豊かな都市空間の形成を図る。



屋上緑化(香川県庁東館)

4-5 主要な都市計画の決定の方針

(5) 都市防災に関する都市計画の決定の方針

基本方針

- 台風や集中豪雨による浸水被害、海岸部においては高潮による被害が発生。
- **南海トラフ地震は今後30年以内に70%~80%程度の確率で発生**すると予測されている。
- 既成市街地における都市基盤が脆弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼に加え、避難や消火活動が困難になり、被害が拡大することが懸念。
- 長期的な視点で安全・安心なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。

1 実現のための具体的な都市計画制度の方針

● 都市施設の整備

- ・ 住宅密集地における公園や道路等のオープンスペースの確保⇒災害時における地区レベルでの延焼防止や避難に必要な機能の確保。
- ・ 災害時における避難地や防災拠点、避難路、緊急輸送路などの確保・機能強化、防災ネットワークの形成。

● 都市防災対策の推進

- ・ 市街地における火災の危険性を防除に資する防火地域等の指定。
- ・ 防災拠点となる施設や避難路や緊急輸送路の沿道等の建築物及び一般住宅の耐震化。
- ・ 河川、砂防、海岸、ため池における、防災に資する施設整備工事の実施。
- ・ 土砂災害情報、水防情報等のシステム整備と効率的な情報収集・伝達。
- ・ ハザードマップの作成と住民への周知及び防災知識の普及。
- ・ 洪水、土砂災害、津波、高潮等のリスクを考慮した住居系用途地域の指定。
- ・ **発災後の都市の迅速な復興のため、事前の取組について準備。復興の都市像を検討及び都市の復興への対応力の向上を図る。**
- ・ 災害時における、行政サービスや民間の企業活動の継続や早期再開に向けた事業継続計画（BCP）及び、地域機能の継続を確保するための地域継続計画（DCP）の策定。



平成16年8月台風16号による高潮被害（高松市）



平成23年9月台風15号による高潮被害（東かがわ市）



土のう作成訓練の様子



炊き出し訓練の様子

4-6 新たな連携による都市づくりに向けて

基本方針

- これからのまちづくりは、行政だけでなく、住民をはじめ、地域団体やNPO、企業などの様々な主体が積極的に参加し、相互に連携し、助け合いながら進めていくことが必要。
- 人口が減少していく中で都市の活力を維持・発展させていくため、都市単独の取組とともに、都市間で相互に連携した取組によるまちづくりを進める。

1 新たな連携による都市づくりに向けた取組

● 市民と行政の協働による都市づくり

まちづくりの情報提供などを積極的に行い、住民ニーズの把握やコンセンサスの形成、また、その結果をまちづくりに反映し、住民自らが主体となって進めることができる、協働の仕組みづくりに取り組む。



主な取組

- ・ まちづくりに関する情報を住民にわかりやすく提供することに努めます。
- ・ 住民ニーズの把握やコンセンサスの形成に努め、それらをまちづくりに反映していく仕組みづくりや、施策への反映が可能となるような柔軟な体制づくりに取り組みます。
- ・ まちの主役は住民であるため、計画への参加のみならず、住民が主体的かつ自主的にまちづくりに取り組み、住み心地の良いコミュニティが形成・存続されるような取組を支援します。
- ・ まちづくり活動団体間の連携を促進する場の提供やまちづくりリーダーの育成など自発的なまちづくり活動の支援を積極的に行います。
- ・ 都市において企業活動を行う事業者は、まちづくりの役割を担うことから、まちづくりへの関心・関与が深まるような支援策を検討します。

● 周辺市町や関係機関等との連携・調整による都市づくり

周辺都市や関係機関等との調整を図りながら、広域的な視点に立った都市機能の連携や補完、**人がつながることによる関係人口の創出・拡大**、さらには、災害時における広域的な応援・受援体制の構築など、仕組みづくりに取り組む。



主な取組

- ・ 周辺の市町との連携により、既存ストックの活用や各区域の賑わいの確保など効率的・有効的なまちづくりの推進を図ります。
- ・ **まちづくりに関わる**様々な分野における関係機関等への協力要請や**関係施策との適切な連携**のもと、総合的かつ計画的な集約型都市構造の実現に向けた施策の推進に努めます。



R2.12.11～12.25	案の閲覧、公聴会の公述申出期間 (三豊都市計画区域のみ:R3.1.5～1.19)
R2.12.14～R3.1.6	説明会
R3.1.12～1.26	公聴会(公述のの申出が無ければ開催しない)
R3.2月(予定)	各市町意見照会
R3.2月(予定)	法定縦覧(都市計画法第17条)
R3.3月下旬(予定)	香川県都市計画審議会
R3.4月(予定)	国土交通大臣協議
R3.5.31(予定)	告示